

「TOSMOでんき」電気供給約款

東京電力エリア

株式会社TOSMO

目次

第1章 総則

第1条 (適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (定義)	1
第4条 (単位および端数処理)	2
第5条 (実施細目)	2

第2章 契約の申込み

第6条 (契約の申込み)	3
第7条 (契約の成立および契約期間)	3
第8条 (需要場所)	3
第9条 (契約の単位)	4
第10条 (供給の開始)	4
第11条 (承諾の限界)	4

第3章 契約種別および料金

第12条 (契約種別)	5
第13条 (従量電灯B)	5
第14条 (従量電灯C)	6
第15条 (低圧電力)	7
第16条 (契約事務手数料等)	8

第4章 料金の算定および支払い

第17条 (料金の適用開始の時期)	9
第18条 (検針)	9
第19条 (料金の算定期間)	9
第20条 (使用電力量の計量)	9
第21条 (料金の算定)	9
第22条 (日割計算)	9
第23条 (料金の支払い)	9
第24条 (延滞処理)	10

第5章 使用および供給

第25条 (適正契約の保持)	11
第26条 (力率の保持)	11
第27条 (需要場所への立入りによる業務の実施)	11
第28条 (電気の使用にともなう契約者の協力)	11
第29条 (供給の停止)	11
第30条 (供給停止の解除)	12
第31条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)	12
第32条 (制限または中止の料金割引)	12
第33条 (違約金および損害賠償の免責)	12
第34条 (設備の賠償)	13

第6章 契約の変更および終了

第35条 (契約の変更)	14
第36条 (契約者の名義変更)	14
第37条 (契約の解約)	14
第38条 (供給開始後の契約の解約または変更にとりなう料金および工事費の精算)	14
第39条 (解除等)	15
第40条 (契約消滅後の債権債務関係)	15

第7章 供給方法および工事

第41条 (供給設備等の施設)	16
第42条 (引込線の接続)	16
第43条 (計量器等の取付)	16

第8章 工事費の負担

第44条 (工事費負担金)	17
---------------	----

第45条（工事費負担金の申受けおよび清算）	17
第46条（供給開始に至らないで契約を解除または変更される場合の費用の申受け）	17
第9章 調査および保安に対する契約者の協力	
第47条（調査に対する契約者の協力）	18
第48条（保安に対する契約者の協力）	18
第10章 雑則	
第49条（契約者に係る個人情報の取扱い）	19
第50条（準拠法）	19
第51条（言語）	19
第52条（反社会的勢力の排除）	19
第53条（定めなき事項）	20
附則	
1（約款の実施期日）	21
別表	
1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）	22
2（燃料費調整額）	22
3（使用電力量の協定）	24
4（日割計算の基本計算）	24
5（加重平均力率の算定）	25
6（契約容量および契約電流の算定方法）	25
7（供給エリア）	25

第1章 総則

第1条 (適用)

- (1) 当社が、一般の需要に応じて供給する電気の電気料金その他供給条件等は、この「TOSMOでんき」電気供給約款（以下「約款」といいます）によります。
- (2) 約款は、当社の定める供給エリアに現に居住する、低圧のお客様（以下「契約者」または「申込者」といいます）に限り、適用いたします。

第2条 (約款の変更)

- (1) 当社は、法令、条例または規則等が改正された場合、託送供給等契約に関する運用上の取扱に変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、約款を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件等は、変更後の約款によります。
この場合、当社は、予め変更後の約款の内容およびその効力発生時期を当社ホームページ或いはその他当社が適切と判断する方法によって周知することといたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した時点より、電気料金その他の供給条件等は変更後の約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合、契約者は変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務に係る消費税等をお支払いいただきます。

第3条 (定義)

次の言葉は、約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属品を含む）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の契約者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器
契約上設定される遮断機であって、低格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、契約者において使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
- (8) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます）第16条第1項に定める賦課金をいいます。
- (11) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (12) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場

合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間、12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします）をいいます。

(13) 供給地点特定番号

需要場所において1つ付与される番号であって、一般送配電事業者または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(14) 接続供給

当社が契約者に電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(15) 接続供給契約

当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。

(16) 一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。

(17) 小売電事業者

電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電事業者をいいます。

(18) 電力広域的運営推進機関

電気事業法第28条に定める広域的運営推進機関をいいます。

(19) 託送供給等約款

電気事業法第18条に従い一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。
(変更があった場合には、変更後のものをいいます)

(20) 離島供給約款

電気事業法第21条に従い一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます。
(変更があった場合には、変更後のものをいいます)

(21) お客様番号

小売電気事業者が契約者を特定するために付与した契約者番号をいいます。

第4条（単位および端数処理）

約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次の通りといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第5条（実施細目）

約款に記載のない事項については、約款の趣旨に則り、その都度契約者と当社の協議によって定めます。なお、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、契約者との協議が必要であると判断した場合、契約者は、一般送配電事業者と協議をしていただく必要があります。

第2章 契約の申込み

第6条 (契約の申込み)

- (1) 申込者が新たに「TOSMOでんき」の契約を希望される場合は、あらかじめ約款に同意の上、当社所定の申込方法によって申込をしていただきます。
- (2) 申込みに際しては、現在ご契約中の小売電気事業者によるお客様番号、供給地点特定番号、契約種別、契約容量等を明らかにしていただきます。

第7条 (契約の成立および契約期間)

- (1) 契約は、申込みを当社が承諾したときに申込者への電気の供給を行うために必要な接続供給契約の締結について、一般送配電事業者からの承諾が得られることを停止条件として成立いたします。
- (2) 契約期間は、契約にもとづく電気の供給が開始された日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って、契約者または当社のいずれからでも契約変更等の申し出がない場合は、契約は、契約期間満了後も1年ごとに継続されるものといたします。

第8条 (需要場所)

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2) および (3) によります。
なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られた公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3) によります。
なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であってもそれぞれが、地上または地下において連結されかつ各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は1建物とみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。
 - イ 居住用の建物の場合
1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
 - (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
 - (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。
 - ロ 居住用以外の建物の場合
1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合
1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。
ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。
 - ニ その他
構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。

第9条（契約の単位）

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1契約を結びます。

第10条（供給の開始）

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、契約者の契約の申込みを承諾したときには、供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらかじめ契約者および一般送配電事業者と協議の上、供給開始日を定めることといたします。

第11条（承諾の限界）

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、契約者の電気の使用状況、料金の支払い状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金に関し、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます）その他やむをえない場合には、契約者による契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、契約者にその理由をお知らせします。

第3章 契約種別および料金

第12条 (契約種別)

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	B
		C
電力需要	低圧電力	

第13条 (従量電灯B)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計が（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場で、契約者が希望され、かつ、契約者の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、契約者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。

ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整額）（1）イによって算定された平均燃料費価格が別表2（燃料費調整額）（1）ロ（ハ）に定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整額）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整額）（1）イによって算定された平均燃料費価格が別表2（燃料費調整額）（1）ロ（ハ）に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整額）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	560円00銭
契約電流15アンペア	560円00銭
契約電流20アンペア	560円00銭
契約電流30アンペア	838円00銭
契約電流40アンペア	1,118円00銭
契約電流50アンペア	1,397円00銭
契約電流60アンペア	1,676円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円33銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につ	25円00銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円02銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) および (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	560円00銭
--------	---------

第14条（従量電灯C）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、契約者が希望され、かつ、契約者の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、契約者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整額）（1）イによって算定された平均燃料費価格が別表2（燃料費調整額）（1）ロ（ハ）に定める

基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整額）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整額）（1）イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整額）（1）ロ（ハ）に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整額）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

（イ）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	280円80銭
-------------------	---------

（ロ）電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円33銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につ	25円00銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円02銭

第15条（低圧電力）

（1）適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、契約者が希望され、かつ、契約者の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、契約者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（2）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

（3）契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（4）料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整額）（1）イによって算定された平均燃料費価格が別表2（燃料費調整額）（1）ロ（ハ）に定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整額）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整額）（1）イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整額）（1）ロ（ハ）に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整額）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

（イ）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	999円00銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分して得た値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円97銭	15円42銭

(ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均して得た値が、85パーセントを上回る場合は、基本利用金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。

(5) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

第16条（契約事務手数料等）

- (1) 申込者は、当社が別に定める料金表に従い契約事務手数料等を当社に支払うことに同意していただくものとし、契約開始後最初に支払っていただく料金とあわせて支払っていただきます。
- (2) 契約解約後の再契約の場合でも、(1)の規定に準じて取り扱います。
- (3) 契約者は、第35条（契約の変更）を行った場合には、当社が別に定める料金表に従いサービス変更手数料を当社に支払うものといたします。

第4章 料金の算定および支払い

第17条（料金の適用開始の時期）

料金は、供給開始の日から適用いたします。

第18条（検針）

検針は、契約者ごとに、原則として、毎月ごとに一般送配電事業者が行います。

第19条（料金の算定期間）

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、契約者が電気の供給を開始した月の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、契約が終了した場合の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

第20条（使用電力量の計量）

- (1) 使用電力量の計量は、原則として、一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により、第17条（料金の算定期間）に規定する算定期間内における使用電力量を算定いたします。算定した使用電力量は、当社から、毎月ごとに契約者にお知らせします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかつた場合には、料金の算定期間使用電力量は、別表3（使用電力量の協定）を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

第21条（料金の算定）

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、もしくは契約が終了した場合または需要場所を新たに設定した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

第22条（日割計算）

- (1) 当社は、第19条（料金の算定）（1）イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は別表4（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）（3）により算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別表4（日割計算の基本算式）（1）ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）（4）により算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合には、これに準じて算定いたします。
- (2) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

第23条（料金の支払い）

- (1) 契約者は、第21条（料金の算定）および第22条（日割計算）で算定した料金の支払いについて、当社が別に定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- (2) (1)において、料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただ

きます。

- (3) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめ契約者の承諾を得たときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただく場合があります。

第24条（延滞処理）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について、年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします）で算定した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第5章 使用および供給

第25条（適正契約の保持）

当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、契約者との契約が電気の使用状態に比べて不適切と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第26条（力率の保持）

需要場所の負荷の力率は、原則として、90パーセント以上に保持していただきます。

第27条（需要場所への立入りによる業務の実施）

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、契約者の承諾を得て契約者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、契約者のお求めに応じ係員は所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備、または計量器等需要場所以内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます）、改修または検査
- (2) 第48条（保安に対する契約者の協力）によって必要な契約者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要な契約者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 第29条（供給の停止）、第37条（契約の解約）（1）または第39条（解除等）により必要な処置
- (6) その他約款によって、契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第28条（電気の使用にともなう契約者の協力）

- (1) 契約者の電気の使用が、次の原因で他の契約者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います）には、契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとしとくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) 契約者が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます）、その他の法令等にしがたい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

第29条（供給の停止）

- (1) 契約者が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者、その契約者について電気の供給を停止することがあります。

- イ 契約者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ 契約者の需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、また亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ 第42条（引込線への接続）に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線と契約者の電気設備との接続を行った場合
- (2) 契約者が次のいずれかに該当し、当社および一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は、その契約者について電気の供給を停止することがあります。
- イ 契約者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 第27条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 第28条（電気の使用にともなう契約者の協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (3) 契約者がその他約款に反した場合には、一般送配電事業者は、その契約者についての電気の供給を停止することがあります。
- (4) (1) から (3) によって供給を停止する場合は、一般送配電事業者は、一般送配電事業者の供給設備または契約者の電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じて契約者に協力をさせていただきます。また、停止のための適当な処置を行う場合には、その旨を文書等により契約者にお知らせすることがあります。

第30条（供給停止の解除）

第29条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、契約者がその理由となった事実を解消したときには、一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

第31条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）

- (1) 一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、または契約者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 一般送配電事業者が維持および運用する電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者が維持および運用する電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合
 - ニ その他保安上必要がある場合
- (2) (1) の場合には、当社および一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によって契約者にお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第32条（制限または中止の料金割引）

- (1) 当社は、第31条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額について割引いたします。ただし、その原因が契約者の責めとなる理由による場合は、その契約者については割引いたしません。
- (2) 割引金額については、一般送配電事業者から申告のあった制限または中止の期間における金額について契約者へ遡及精算いたします。

第33条（違約金および損害賠償の免責）

- (1) 契約者が以下のいずれかに該当し、そのために接続供給に係る料金の全部ま

たは一部の支払いを免れたとして、当社が一般送配電事業者から、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として求められた場合には、契約者は当社に対し、その違約金相当額を支払っていただきます。

- イ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
 - ニ 契約者が動力電力を利用されている場合で、変圧器もしくは発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合
- (2) 第31条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 第29条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または第39条（解除等）によって契約を解除した場合もしくは契約が消滅した場合には、当社は、契約者の受けた損害についての賠償の責めを負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

第34条（設備の賠償）

契約者が故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能な場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工事との合計額

第6章 契約の変更および終了

第35条 (契約の変更)

契約者が電気の契約を変更を希望される場合には、新たに電気の契約を希望される場合に準ずるものといたします。

第36条 (契約者の名義変更)

相続その他の原因によって、新たな契約者が、それまで電気の供給を受けていた契約者の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合に、新たな契約者には当社の約款に対する同意が必要です。

第37条 (契約の解約)

- (1) 契約者が電気の使用を解約しようとする場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、契約者から通知された解約期日に供給を終了させるための適当な処置を行います。
- (2) 契約は、第39条 (解除等) および次の場合を除き、契約者が当社に通知された解約期日に消滅いたします。
 - イ 前項の規定による解約が小売電気事業者の変更を理由とする場合、約款の解約期日が、解約通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から2日後 (記録型計量器を取り付けていない場合は、当該通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から8日後) の日よりも前の場合でハに該当しない場合は、解約通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から2日後 (記録型計量器を取り付けていない場合は、当該通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から8日後) の日に約款が消滅したものといたします。
 - ロ 前項にもとづく解約が、引越し等により契約者がその需要場所での電気の供給を受けなくなることを理由とするものであり、かつ、ロに該当しない場合、当社が契約者の解約通知を解約期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に約款が消滅したものといたします。
 - ハ 当社の責めとならない理由 (非常変災等の場合を除きます) により、供給を終了させるための処置ができない場合は、契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (3) 契約を解約しようとする場合は、当社が別に定める料金に従い、解約金および違約金を支払っていただくものといたします。なお、解約金とは契約期間に関係なく解約する場合の解約事務手数料をいい、違約金とは新たに契約を締結してから1年に満たない期間に解約する場合の違約金をいいます。この場合、新たに契約を締結してから1年以上経過した契約の解約については、違約金は請求しないものといたします。

第38条 (供給開始後の契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算)

- (1) 次の場合には、当社は、契約の消滅または変更の日に料金および工事費を、契約者に精算していただきます。
 - イ 当社との契約開始日に係らず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合には、このことを原因として当社が一般送配電事業者から請求を受けた金額を申し受けます。

また、当社は、契約者が契約容量を新たに設定し、または増加されたことにもない一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、一般送配電事業者から請求を受けた工事費相当額として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額および手数料を申し受けます。なお、増加後に消滅させる場合の使用電力量は、契約容量の増加分と残余分の比である分したものといたします。

- ロ 当社との契約開始日に係らず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、このことを原因として当社が一般送配電事業者から請求を受けた金額を申し受けます。
また、当社は、一般送配電事業者の供給設備のうち契約容量の減少に見合う部分について、一般送配電事業者から請求を受けた工事費相当額として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額および手数料を申し受けます。
なお、この場合の使用電力量は、契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。
 - ハ 一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、イおよびロにかかわらず精算いたしません。
- (2) 当社との契約開始日にかかわらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が一般送配電事業者の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約容量等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。
なお、契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行います。
- (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

第39条（解除等）

- (1) 契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する15日前までに解除日を明示し、契約者に対して、契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび、契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。
- イ 第29条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。
 - ロ 料金の支払いを遅延したとき。
 - ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払われないとき。
 - ニ 約款の条項（第52条（反社会的勢力の排除）を含みます）に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。
 - ホ 差押えもしくは競売または滞納処分を受けたとき。
 - ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申し立てをなしたとき。
- (2) 当社が、以下の各号のいずれかに該当するときは、契約者は当社との契約を解除することができるものとし、
- イ 約款の条項（第52条（反社会的勢力の排除）を含みます）に違反したとき。
 - ロ 差押えもしくは競売または滞納処分を受けたとき。
 - ハ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申し立てをなしたとき。
- (3) 契約者が、第37条（契約の解約）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日に契約は消滅するものといたします。
- (4) 当社が、契約の解除を行う場合の解約金および違約金については第37条（契約の解約）(3)に準じるものといたします。

第40条（契約消滅後の債権債務関係）

契約中の料金その他の債権債務は、契約の消滅によっては消滅いたしません。

第7章 供給方法および工事

第41条（供給設備等の施設）

- (1) 需給地点は、需要場所内の地点とし、原則として、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めま
す。ただし、契約者と当社の協議により、需要場所以外の地点を需給地点と
することがあります。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費
負担金として申し受ける金額を除き一般送配電事業者の負担で施設いたします。
なお、一般送配電事業者は、契約者のみのために契約者の土地または建物に施
設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所を契約者から無償で
提供していただきます。
- (3) 付帯設備（(2)により契約者の土地または建物に施設される供給設備を支持
し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な契約者の建物に
付合する設備をいいます）は、原則として、契約者の所有とし、契約者の負担
で施設していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者が付帯
設備を無償で使用できるものといたします。

第42条（引込線の接続）

一般送配電事業者の電線路または引込線と契約者の電気設備との接続は、一般
送配電事業者が行います。なお、契約者の希望によって引込線の位置を変更し、
またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、契約者に対し実費相当額を申
し受けます。

第43条（計量器等の取付）

料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます）、その付属装置計（量器
箱、変成器、変成器具箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます）
および区分装置（時間を区分する装置等をいいます）は、契約容量等に応じて一
般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事
業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を
伝送するために一般送配電事業者が契約者の電気工作物を使用する場合の当該電
気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、契約者の
所有とし、契約者の負担で取り付けいただくことがあります。

- イ 契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合
- ロ 変成器2次配線等で、一般送配電事業者規格以外のケーブルを必要とし、
また契約者の希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要
する場合

第8章 工事費の負担

第44条（工事費負担金）

契約者が新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、契約者の希望により供給設備を変更する場合で、当社が、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費用負担金として請求者から申し受ける場合があります。

第45条（工事費負担金の申受けおよび清算）

第44条（工事費負担金）により、当社が、契約者に工事費負担金の負担を求める場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に精算する場合には、当社は契約者とすみやかに精算するものといたします。

第46条（供給開始に至らないで契約を解除または変更される場合の費用の申受け）

供給設備の一部または全部を施設した後、契約者の都合によって供給開始に至らないで契約を解約または変更される場合は、当社は、一般送配電事業者からの請求にもとづき要した費用の実費を申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

第9章 調査および保安に対する契約者の協力

第47条（調査に対する契約者の協力）

- (1) 契約者が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、契約者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査を行うにあたり、必要があるときは、契約者の承諾を得て電気工作物の配線図等を提示していただきます。

第48条（保安に対する契約者の協力）

- (1) 次の場合には、契約者はすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。
この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ 契約者が、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ 契約者が、契約者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 契約者が、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます）の設置、変更、または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更、または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときは、一般送配電事業者は、契約者にその内容の変更をしていただくことがあります。

第10章 雑則

第49条 (契約者に係る個人情報の取扱い)

- (1) 当社が取得する個人情報の利用目的は次の通りです。
 - イ ご本人かどうかの確認のため
 - ロ 商品・サービスのご案内、提供、代金請求等管理のため
 - ハ ダイレクトメールの発送等、当社や提携会社等の商品・サービスに関するご案内のため
 - ニ 新商品・サービスの研究や開発を目的とする市場調査やデータ分析のため
 - ホ その他お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (2) 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。
 - イ 法令に基づく場合
 - ロ 業務遂行上必要な範囲で、代理店を含む当社関連会社に提供する場合
- (3) 個人情報の共同利用について
 - イ 共同利用するものの範囲
当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。
 1. 小売電気事業者
 2. 一般送配電事業者
 3. 電力広域的運営推進機関
 - ロ 共同利用の目的
 1. 託送供給契約又は発電量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約のため
 2. 小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次のため
 3. 供給（受電）地点に関する情報の確認のため
 4. 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
 - ハ 共同利用する情報項目
 1. 基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
 2. 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
 - ニ 共同利用の管理責任者
 1. 基本情報については、小売供給等契約を締結している小売電気事業者といたします。ただし、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者といたします。
 2. 供給（受電）地点に関する情報については、供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者といたします。

第50条 (準拠法)

契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第51条 (言語)

契約の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、他の言語で解釈されたものはなんら効力をもたないものとします。

第52条 (反社会的勢力の排除)

当社および契約者は、互いに相手方に対し、契約締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保障するものといたします。

- イ 自らまたは自らの役員、親会社、子会社、または関連会社が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係者、総会屋もしくはこれらに準ずる者、または暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人）のいずれにも該当しないこと。

ロ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、約款の締結および履行をするものではないこと。

第53条 (定めなき事項)

契約に定めなき事項が生じた場合、当社および契約者は契約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものいたします。

附則

1（約款の実施期日）

約款は、平成28年3月1日から実施いたします。

別表

1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーと特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ただし、最低料金が契約に含まれる場合の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

ロ 契約者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、契約者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

契約者からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（契約者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 (燃料費調整額)

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料単価

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における2キロリットル当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における3キロリットル当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、以下のとおりといたします。

$\alpha = 0.1970$

$\beta = 0.4435$

$\gamma = 0.2512$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格

の単位は、1円とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当りの平均燃料価格が (ハ) 基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準価格} / 1,000$$

(ロ) 1キロリットル当りの平均燃料価格が (ハ) 基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2) \text{の基準価格} / 1,000$$

(ハ) 基準燃料価格は、次のとおりといたします。

$$\text{基準燃料価格} = 44,200 \text{円}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金が契約に含まれる場合の燃料費調整額は最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の契約キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 0円22銭8厘

3 (使用電力量の協定)

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定します。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量を乗じた値の比率の勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の実日数}} \times \text{協定の対象となる期日の日数}$$

ロ 前3ヶ月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3ヶ月間の使用電力量}}{\text{前3ヶ月間の料金の実日数}} \times \text{協定の対象となる期日の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じて得た値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量による場合

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期日の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取り付けは、第43条（計量器の取付）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは発見の日の属する月

4 (日割計算の基本計算)

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、第21条（料金の算定）（1）イに該当する場合は、
$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$
 は、
$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$
 といたします。

ロ 従量電灯Bおよび従量電灯Cの料金適用上の電力用区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ハ イまたはロによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
第21条（料金の算定）（1）の場合は、料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます）を算定する場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

5（加重平均力率の算定）

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\% \times \text{電熱器総容量} + 90\% \times \text{力率}90\% \text{の機器総容量} + \text{力率}80\% \text{の機器総容量}}{\text{機器総容量}}$$

6（契約容量および契約電流の算定方法）

第13条（従量電灯B）、第14条（従量電灯C）または第15条（低圧電力）の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合
イ 契約主開閉器による場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- ロ 電流制限器等による場合

$$\text{電流制限器等の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

- ハ 電流を制限する機能を有する計量器による場合

$$\text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1,732 \times \frac{1}{1,000}$$

7（供給エリア）

群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県
の富士川以東といたします。ただし、一部離島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島）は除きます。